

中小企業デジタル変革推進事業運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、中小企業デジタル変革推進事業企画運営業務受託者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関し、必要な事項を定めるものです。

2. 委託業務の概要

(1) 契約者

富山県 IoT 推進コンソーシアム 会長 谷川 正人

(2) 業務名

中小企業デジタル変革推進事業企画運営業務

(3) 業務内容

別紙1「仕様書」、別紙2「カリキュラム」、別紙3「役割分担表」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(5) 委託上限額

金6,380千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※委託費の上限額。この上限額とは別に契約締結手続きの中で予定価格を設定したうえで契約締結額を決定します。

3. 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により業者を決定する。

プロポーザルの申込みがあった業者から提出された企画書の書面審査とプレゼンテーションにより、総合的に最も優れた提案をした業者を受託候補者として選定する。

4. プロポーザル参加資格要件

次の条件の全てを満たす者としします。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 次のいずれにも該当しないこと

- ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められる者

- ② 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- ⑦ 参加者 (参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。) が、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き中若しくは民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き中の者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 県税を滞納している者
- ⑬ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者 (成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者)
- ⑭ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

5. 参加手続き

(1) プロポーザルへの参加申込み

プロポーザル参加申込書（様式第1号）を令和6年4月22日（月）17時まで（必着）に電子メールにて提出してください。

(2) 本プロポーザルに関する質問

- ① プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第2号）へ入力の上、令和6年4月16日（火）17時まで（必着）に電子メールにて提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。なお、質問に対する回答は、令和6年4月18日（木）17時までに回答します（質問への回答は、原則としてホームページに掲載します。）
- ② 以下の質問については、受付しません。
 - ア 評価基準の配点に関する質問
 - イ 他の応募者に関する質問
 - ウ その他プロポーザルに参加する者として適切でない質問

(3) その他

参加申込書、質問の提出先は「11. 問合せ先」を参照してください。

6. 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込んだ者は、別紙1「仕様書」と別紙2「カリキュラム」と別紙3「役割分担表」を踏まえ、次のとおり企画提案書等をご提出ください。

(1) 提出書類※様式は任意

下記の書類（A4版 ※A3版による折込可）を電子データで提出してください。

- ① 企画提案書
 - ・追加可能な企画など、独自要素も提案すること
- ② 概算見積書
 - ・上記「2. 委託業務の概要」の「(5) 委託上限額」範囲内で、本委託業務を履行するための経費を積算し、見積書を提出すること
 - ・具体的な内訳が分かるように記載すること
- ③ 実施スケジュール
- ④ 会社概要、組織体制が分かるもの、過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）において、都道府県又は市町村から受託した類似業務実績

(2) 提出期限

令和6年4月26日（金）17時 必着

※提出期限後の企画提案書の差替え及び再提出は原則認めません。

(3) 提出場所及び提出方法

- ① 提出先 「11. 問合せ先」に同じ
- ② 提出方法 電子メールでの送付。なお、ファイル形式はPDFとします。

(4) 留意事項

提案書の記述内容に不整合があった場合は、県に有利な記述内容を正とみなします。

7. 審査

(1) 審査の方法

別紙4「企画提案書の評価基準」に基づき、企画提案書の審査を実施します。企画提案書等の書面審査とプレゼンテーションにより、最も優れた提案であると評価された者を契約候補者とします。なお、参加申込者が多数の場合、事前に書類選考を実施し、プレゼンテーション参加者を選定いたします。

※プレゼンテーションについて

企画提案書で表現できない部分の説明のため、プレゼンテーションを実施します。提案者が1社の場合であっても、プレゼンテーションを実施しますが、この場合は、評価基準点を満たしているかどうかで選定の可否を決定します。

実施日時：令和6年5月上旬（予定）

実施方法及びタイムスケジュール：オンライン実施

- ① 順番は提案書の提出順とし、詳細は別途、通知します。原則として、プレゼンテーションは県が主催し、Zoomで行いますが、他のツールを使用する必要がある場合は、各社で設定等を行い、会議ID等を事前に県に連絡願います。
- ② 持ち時間は20分以内（時間厳守）とし、プレゼンテーション終了後の質疑応答時間は10分以内（時間厳守）とします。

(2) 結果通知

後日、書面で採否のみ通知します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

8. 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった場合は、富山県及び富山県IoT推進コンソーシアムと協議のうえ最終的な仕様を確定し、業務委託契約を締結するものとします。

9. その他

(1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とします。

(2) 参加申し込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意

様式)を提出してください。

(3) 以下に該当する場合、プロポーザルへの参加申し込みは無効とします。

- ・所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
- ・本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合

(4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。以上のことについては、委託業務終了後も同様とします。

10. 今後のスケジュール

プロポーザル質問締切	令和6年4月16日(火)17時
プロポーザル参加申込締切	令和6年4月22日(月)17時
プロポーザル企画提案書提出締切	令和6年4月26日(金)17時
審査会による審査	令和6年5月上旬(予定)
審査結果通知、契約締結	令和6年5月中旬(予定)

11. 問合せ先

富山県IoT推進コンソーシアム事務局
(富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課内)
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7
E-mail : achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp